

Q 1. 建築基準法 42 条 2 項、1 項 5 号に指定されていないが、幅員が 4m 程度と広く、他条件を満たしているのですが、補助の対象となりますか？

A 1. 42 条 2 項及び 1 項 5 号の指定を受けていなくても、建築基準法 42 条 1 項 3 号の指定がされている場合は対象となります。

所有の指導が建築基準法の指定を受けているかどうかは、建築課細街路係にお問い合わせください。

(規則：第三条区長が適当と認めた場合に該当する)

Q 2. 公道に接続とは私道の両端が接続していないとダメですか？

A 2. 一方が接続していれば大丈夫です。

Q 3. アパートなどの集合住宅は 1 戸とみなすのでしょうか？

A 3. 排水及び接道のどちらも、集合住宅は規模によらず 1 戸とみなします。

Q 4. 舗装工事のみの申請でも可能でしょうか？

A 4. 舗装工事のみの申請も可能です。ただし、埋設されている私下水管路の管種が陶管の場合や、私下水施設の不良による場合には、管路の取替や不良箇所の改修工事を行うことが必要です。舗装分は負担なしとなるが、私下水工事には 10%の負担が生じることになります。

Q 5. 舗装工事の場合でも、土地所有者全員の承諾書が必要でしょうか？万が一、承諾を得られなかった場合、承諾部分だけでも可能でしょうか？

A 5. 承諾を得られた部分のみの工事でも可能ですが、接続する近隣の方々から工事に関する承諾をもらい、連名書に記載していただく必要があります。

Q 6. 私道の持ち主が複数いるが、自分の家の前（所有している箇所）のみの舗装工事を申請することは可能でしょうか。

A 6. 所有している箇所のみでの工事でも可能です。接続する近隣の方々から工事に関する承諾をもらい、連名書に記載していただく必要があります。

Q 7. 自分の所有している私道部分に私下水の管路がない場合には、管路が陶管などでも舗装工事のみを申請することは可能でしょうか

A 7. 下水管路が埋設されていない所有地のみでの舗装工事であれば申請の対象となります。

Q 8. 階段の手すりのみの工事でも申請可能ですか？その場合、申請者の負担は生じるのでしょうか？また、手すりの仕様はこちらで指定できるのでしょうか？

A 8. 条件を満たしていれば申請は可能であり、負担はありません。手すりの仕様については区の仕様となります。（※1）

Q 9. 階段補修工事のみでも申請は可能でしょうか？その場合、申請者の負担は生じるのでしょうか？

A 9. 条件を満たしていれば申請は可能であり、負担はありません。階段の仕様については区の仕様となります。（※2）

Q 10. 私道の排水が悪く排水柵を新設または改修したい場合、負担は生じるのでしょうか？

A 10. 条件を満たしており、私下水管路の管種に関係なく申請は可能です。また、負担は生じません。

Q 11. 私道の排水のためにL形側溝などを新設または改修してもらうことは可能でしょうか？

A 11. 条件を満たしており、私下水管路の管種に関係なく申請は可能です。

また、負担は生じません。

Q 1 2. 転落防止柵のみの工事でも申請可能ですか？その場合、申請者の負担は生じるのでしょうか？

A 1 2. 条件を満たしていれば申請は可能であり、負担はありません。転落防止柵の仕様については区の仕様となります。(※3)

Q 1 3. 舗装の厚さを厚くすることは可能でしょうか？

A 1 3. 舗装の厚さについては現状と同等（原則15型）としますが、利用状況により、申請者とも協議のうえ、舗装厚さの変更を行うことがあります。

(※1) めっきの上に樹脂コート仕上げもしくはステンレス製。
二段式（60～65cm、80～85cm）
端部は下方に屈曲。

(※2) 踏み面についてはモルタル塗。
勾配50%、けあげ高15cm、踏み幅30cmを標準とする。

(※3) 金網柵もしくはパイプ柵。
高さは1.1～1.2m程度とする。